福生市宅地開発指導要綱　事務手続きの流れ

①事前相談
・事業計画図書（概略図等）
＜事業者⇒市＞　・各担当部署との協議

↓

②申請用図面の作成
＜事業者＞　・①の協議内容をもとに図面を作成

↓

毎月 20 日前後
※日程は要調整

③各課合同協議
・図面一式
＜事業者・市＞　・10 部資料用意（pdf ファイルを 5 日前までに提出）
※必要部数は協議に出席する人数により変動します。

↓

毎月
10 日まで

④宅地開発審査願提出
・第 2 号宅地開発審査願(ﾌｧｲﾙ綴じ)･･･2 部
・第 3 号消防水利確認申請書･･･2 部【開発のみ】
＜事業者⇒市＞　・まちづくり計画課へ。　※まちづくり景観条例に基づく届出も提出

↓

審査願提出後
速やかに提出

⑤審査会用データの提出
・審査会用データを pdf ファイルで提出
＜事業者⇒市＞　・まちづくり計画課へ。④審査願提出と同時でも可。

↓

毎月
25 日前後

⑥宅地開発等審査会の開催
＜市＞

↓

約 1 週間後

⑦審査通知
＜市⇒事業者＞　・審査結果により計画変更をする場合は、変更図面を作成し、
担当部署と協議を行い承認を得る。

↓

審査通知後
随時受付

⑧協定申請書作成・提出
・第 5 号宅地開発協定申請書･･･1 部
第 7 号宅地開発協定書･･･2 部
・第 6 号同意・協議申請書･･･1 部【開発のみ】
＜事業者⇒市＞　・まちづくり計画課へ

↓

約 1 週間後

⑨協定締結
＜事業者⇔市＞　・審査結果に基づき協定を締結
・都市計画法 29 条の開発の場合は、同時に 32 条同意

↓

工事着手前

⑩着手届
・第 10 号工事着手届･･･1 部
＜事業者⇒市＞

↓

工事竣工後

⑪完了届兼検査願
・第 11 号工事完了届兼検査願･･･1 部
＜事業者⇒市＞　・まちづくり計画課へ。検査日程の調整

↓

⑫完了検査･検査済証交付
＜市⇒事業者＞　・関係各課による検査後、検査済証を交付

概ね 2 カ月（目安）